

ロシア連邦の人権保障と主権原理の変容 —ヨーロッパ人権条約への加入を素材として—

杉浦 一孝

はじめに

1999年度の「社会体制と法」研究会の研究総会のテーマは、「体制転換と主権原理の変容」であった。本稿は、体制転換の過程にあるロシア連邦のヨーロッパ人権条約への加入を素材として、ロシア連邦における「主権原理の変容」といわれる人権の保障とのかかわりについて検討することを課題とした総会当日の報告を文章化したものを修正し、その一部を削除し、さらにはこれに加筆したものである^①。

本論に入る前に、「主権原理の変容」という場合の主権概念について、その多義性による議論のすれ違いの可能性が現実のものとなるのを避けるために、筆者がこれをどのように理論的に把握しているかについて、簡単にはあれ、予めのべておく必要がある。筆者は、日本および旧ソ連・ロシアにおけるこれまでの主権論^②の到達点（と筆者には思われる点）をふまえながら、主権概念の歴史のおよび階級的把握を大前提として、「主権」を「国家の主権（суверенитет государства）」としてとらえうえて、その対内的側面と対外的側面をそれぞれ次のように把握している。

「国家の主権」の対内的側面、すなわち国家の対内的主権は、国家に組織された公権力＝国家権力の最高性を意味するが、筆者は、この対内的側面における主権の主体（例えば、「人民」）は、現実の国家権力の帰属主体ではなく、国家権力の正当性の帰属主体を示すものとしてとらえている。だが、今日の主権論の基本的な課題を、国家権力の帰属主体とその正当性の所在との分裂・分離＝矛盾の存在を認識し、そしてその矛盾の克服に努力すること、いいかえれば、主権の主体、すなわち国家権力の正当性の帰属主体を現実の国家権力の帰属主体とすること＝「権力の民主化」（ちなみに、両者が合致した歴史的段階では、国家権力そのものが存在しなくなり、したがって、対内的側面における主権概念の存在根拠もなくなると考えているが、それは、はるか遠い将来のことであろう）に求めるならば、対内的側面における主権概念をその矛盾の表現・克服のイデオロギー形態として構成することが必要となろう。

他方、「国家の主権」の対外的側面、すなわち国家の対外的主権は、国際関係における国家の独立性を意味するが、以下では、「国家主権」という用語でこれを表現することにする。ここでは、さしあたり、この点を確認しておくだけでよいと思われる。

それでは、体制転換とのかかわりで、ロシア連邦における人民主権と人権保障との関係についてまず検討することにしよう。

1 人民主権の実質化と人権保障

1978年4月に制定されたロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法（以下「78年憲法」という）は、「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国〔以下「ロシア連邦共和国」という〕におけるすべての権力は、人民に属する」（第2条第1項）として、国家権力の帰属主体を定めるとともに、「人民は、ロシア連邦共和国の政治的基礎である人民代議員ソビエトをとおして国家権力を行使する」（同条第2項）として、国家権力の究極の行使主体を定めていた。ここでは、「国家の主権」の対内的側面における主権概念は否定されていた。これは、社会主義社会には、国家権力の帰属主体とその正当性の所在が原理的に一致しているため、両者の分裂・分離＝矛盾の解決のイデオロギー形態としての主権概念が成立しうる客観的基盤は存在しない、という考え方にもとづくものであったといえよう。

しかし、1930年代体制における特殊な政治レジームをあげるまでもなく、旧ソ連・ロシアの当時の社会主義社会に、現実の国家権力の帰属主体とその正当性の所在との分裂・分離＝矛盾が存在していたことは、厳然たる事実である。いいかえれば、これまでの社会主義論によるならば、社会主義社会と規定せざるをえない旧ソ連・ロシアの社会にも、その矛盾の表現・克服のイデオロギー形態として主権概念を構成すべき客観的条件は、実際に存在していたのである。この事実を冷徹に見つめたならば、その矛盾を克服するために、対内的側面における主権概念を理論的に構成することは可能であったと思われるが、78年憲法は、その矛盾を科学的に認識するのではなく、観念的に否定したのである。

この第2条の規定は、78年憲法のその後の一部改正により、ロシアが連邦国家であることを強調する意味で「人民」に「多民族からなる」という形容詞がつけられるとともに、「人民」が「人民代議員ソビエト」をとおして国家権力を行使するだけでなく、「直接に」国家権力を行使することも認められたり（1990年12月の一部改正）、また国名が「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国」から「ロシア連邦」に変更されたり（1992年4月の一部改正）して、若干改められることになる。だが、ここで重要なのは、ソ連が解体され、体制転換が本格的に推し進められていく頃までに、78年憲法が度重なるその一部改正により従来の社会主義憲法としての性格を喪失したこと⁹⁾、そして、このことを背景にして「ロシア連邦における主権の担い手および権力の源泉は、その多民族からなる人民である」（第68条第2項）という規定があらたに登場したことである（1992年4月の一部改正）。ロシア連邦の実定憲法（憲法典）で「主権」という用語が「国家の主権」の対内的側面において概念化されて使われはじめたのである。この主権概念は、上記の第2条の規定との関連でいえば、78年憲法における理論的混乱の一部を反映するものであったとしても、国家権力の帰属主体とその正当性の所在との分裂・分離＝矛盾を表現し、これを克服すべきイデオロギー形態として構成されたものと把握することができるであろう。

1993年12月に制定された新ロシア憲法（以下「93年憲法」という）は、上記の78年憲法第68条第2項の規定を基本的に受け継ぎ、「ロシア連邦における主権の担い手および権力の唯一の源泉は、

その多民族からなる人民である」(第3条第1項)と定めて、人民主権の規定を置いた。そして、93年憲法は、「人民は、直接に、または国家権力機関および地方自治機関をとおしてその権力を行使する」(同条第2項)として、国家権力の行使主体を定めた。ここでは、人民主権は国家権力の正当性の所在をあらわすものとして解されており、それと同時に、その国家権力の正当性の所在と現実の国家権力の帰属主体との分裂・分離=矛盾の存在についての認識も示されている。この認識にもとづいて、人民主権がふたたび「全体主義的または権威主義的レジームの宣言」⁽⁶⁾に堕ちないようにするために、現実の国家権力を人民主権の主体(「人民」)に帰属させることが規範的要請として主張されることになる。人民主権の実質化という課題の提起である。

人民主権の主体=人民は、このように「権力の民主化」に努めながらも、いまなお国家が社会から自立して特殊な「政治的な力」として存在する歴史的段階では、その国家の具体的な権力担当者(さらには、社会的権力の担当者)と対立する関係に置かれることにもなる。ここに、国家の具体的な権力担当者(さらには、社会的権力の担当者)と人民(具体的には、人間および市民)との緊張関係の法的表現形態としての人権概念が必要とされる根拠を求めることができる。いいかえれば、ロシア連邦の現段階における個々の人間および市民には、国家の具体的な権力担当者(さらには、社会的権力の担当者)により、当該社会において享受すべき利益(社会の歴史的発展にとまらぬ、この享受すべき利益の内容は変化する)を損なわれる可能性があるがゆえに、人権としてその利益を法的に保障されることが必要なのである。そして、その人権を保障するのは、第一次的には、同じロシア連邦という国家であるが、とくに事後救済制度としてそれを具体的に担当するのは、独立かつ公平の観点から、別の権力部門であることが要請されることになる。

93年憲法は、「人間、その権利および自由」は「最高の価値」であり、「人間および市民の権利および自由」を承認し、守り、保障することは「国家の義務」と記している(第2条)。そして、この「人間および市民の権利および自由」は、直接効力を持ち、「法律の意味、内容および適用ならびに立法権、執行権および地方自治の活動」を規定すると同時に、「裁判」により保障されると定めている(第18条)。上記の人民主権の実質化=「権力の民主化」の目的は、この「最高の価値」を実現することであり、国家の各権力部門は、実現の方法は異なるにせよ、憲法上その実現の義務を負うことになる。

代表制民主主義を基本的な統治方法とするところでは、まず、国家の立法部門である連邦議会に人民の意志ができる限り正確に反映することが必要とされる。連邦議会の衆議院(下院)議員の選挙制度は、混合型選挙制度の一つである小選挙区比例代表並立制(小選挙区選出議員の定数225名、全国比例代表選出議員の定数225名)であり、1999年12月の衆議院議員の選挙もこの制度で行われた。しかし、この制度で人民の意志が正確にその議席数にあらわれるとは思われない。ロシア連邦憲法裁判所は、1998年11月に、この小選挙区比例代表並立制について合憲判断を下している⁽⁷⁾が、その理由づけはきわめて説得力に乏しいといわざるを得ない。衆議院議員の選挙制度を改革すること、それと同時に、今日の選挙運動の実態を考えると、公正で市民的および政治的自由が完全に保障された選挙運動を実現することが課題となろう。次に必要とされるのは、その衆議院を含めて連邦議会が民主的な手続にもとづいて憲法適合的な法律を制定することである。だが、ここにも、今後に残された重要な課題がある。93年憲法は、「連邦の法律」という法形式によ

り、「憲法体制の原則、道徳、健康ならびに他人の権利および法益を保障し、ならびに国の防衛および国家の安全を保障するために必要な限りにおいて」、「人間および市民の権利および自由」を制限することを一般に認めている（第55条第3項）が、問題となるのは、その制限事由の一般的・抽象的性格である。連邦議会がこれらを根拠に「人間および市民の権利および自由」を制限する法律を安易に制定することになれば、その法律の実現過程で引き起こされる人権侵害の数は多くなるであろう。人権をやむを得ず制限しなければならない場合には、その制限事由をできる限り具体的に法定することが連邦議会に求められる。ロシア連邦において人権保障のためにまず必要とされるのは、連邦議会がこの責務を果たすということである。今日、この責務が果たされず、それによって人権侵害が引き起こされたときの重要な事後救済制度として、ロシア連邦憲法裁判所への個人の憲法不服申立ての制度が存在している⁽⁶⁾。

次に、人権保障のためには、執行部門である大統領・政府に対する連邦議会によるコントロールを強化することにより、「法律にもとづく行政」という原則を実現することが必要となる。それと同時に、執行機関により人権を含む個人の権利および自由が侵害されたときの司法部門による現行の事後救済制度⁽⁷⁾を改革することも求められている。

だが、今日のロシア連邦において、人民主権の実質化＝「権力の民主化」と人権保障のために、上記のような制度改革の課題に劣らず重要な課題は、その制度を具体的に担う者たち、すなわち人民代表および公務員の政治・法文化水準を向上させることである。さらには、人民自身の政治・法文化水準の向上、人民のさまざまな社会運動（いわゆる人権擁護運動、労働組合運動、環境保護運動等）の活性化とこれらを介しての国家権力に対するコントロールの強化、情報公開制度を含む直接制民主主義の諸制度の改革等々を追求することも、そのための重要な課題として提起されなければならないであろう。

以上のように、「国家の主権」の対内的側面における主権概念を、国家権力の帰属主体とその正当性の帰属主体との分裂・分離＝矛盾の表現・克服のイデオロギー形態としてとらえ、しかも、国家という社会から自立した特殊な「政治的な力」が存在する歴史的段階では、社会の矛盾的構造とその性格が異なっている、主権概念が成立する客観的基盤がその社会の矛盾的構造に存在すると考えるならば、ロシア連邦においても、体制転換とはかかわりなく、人民主権の実質化という課題は引き続き提起されなければならないことになる。そして、この課題への取組みを介して、その目的である人権保障が追求されていくのである。

2 国家主権の制限と人権保障

他方、「国家の主権」の対外的側面である国家主権と人権保障との関係については、かなり異なった様相がみられる⁽⁸⁾。前ペレストロイカ時代の旧ソ連・ロシアでは、第二次世界大戦後の現代国際社会における帝国主義諸国の「新植民地主義」という政治的、経済的、軍事のおよびイデオロギー的支配体系に対抗する原理として国家主権の原則が強調されていた。「国家の主権」の対外的側面から把握される主権概念は、否定されるどころか、社会体制の異なる国家間では強力に主張されていたのである。

このような主張のなかで、国際法の定める人権の保障の問題について、これは、国家の国内管

轄事項＝国内問題であり、この問題に国際組織や他の国家が関与することは、国家主権（の尊重）の原則と内政不干渉の原則に反して許されない、とされていた。ただし、ジェノサイド、アパルトヘイト、他の人種差別等のような「人権の尊重の原則」に対する「重大かつ組織的な侵害」または「人権の大規模かつ重大な侵害」が存在し、これらが「国際の平和および安全に対する脅威」となるときは、国連憲章第7章にしたがって人権保障に関する国際的措置を講じることが例外的に認められていた。

しかし、この国家主権を強調する見解は、ペレストロイカ時代におけるソ連の対外政策の変更にもなって転換していくことになる。当時のソ連の政治指導部は、この時代に、「新しい思考」にもとづいて「ソビエト人の権利および自由の追加保障」の措置を講じることを決断する。ソ連最高ソビエト幹部会は、1989年2月、ジェノサイド犯罪の防止および処罰に関する条約（1954年3月批准）をはじめとする一連の条約における当該条約の解釈および適用に関する紛争についての国際司法裁判所の強制的管轄の規定に対する留保を撤回した。そして、1991年7月に、ソ連最高ソビエトは、市民的および政治的権利に関する国際規約（1973年9月批准）の選択議定書に加入することを決定するとともに、このいわゆる自由権規約第41条第1項の規定にもとづいて、人権委員会が「この規約にもとづく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を受理しかつ検討する権限」を有することを認めることを宣言したのである。そのほか、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（1969年1月批准）に定める人種差別撤廃に関する委員会の当該権限、また拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を禁止する条約（1987年1月批准）に定める拷問禁止委員会の当該権限も、ソ連最高ソビエトにより承認されることになった。

このように、ソ連が解体される前に、国家主権（の尊重）の原則と内政不干渉の原則を大前提として人権保障の問題を国家の国内管轄事項＝国内問題ととらえて、人権の国際的保護を例外的にしか認めなかった従来の考え方は、否定されることになった。人権保障の領域における国家主権の制限の承認である。いかに構造的な矛盾を抱えたものであっても、当時のソ連・ロシア社会を社会主義的性格をもつものとしてとらえるならば、その国家主権の制限の承認と体制転換との直接の論理的なつながりはないといえよう。

この人権の国際的保護のための国家主権制限論は、後に、ロシア連邦の93年憲法に取り入れられることになる。ここで注目すべきものは、その第15条第4項の規定と第46条第3項の規定である。前者は、「国際法の一般に承認された原則および規範ならびにロシア連邦の国際条約は、ロシア連邦の法体系の構成部分とする。ロシア連邦の国際条約の規定と法律の規定が抵触するときは、国際条約の規定を適用する」と定めている。これは、国際条約を締結する時に、ロシア連邦が当該領域における国家主権の制限に同意をあたえるということの意味しているが、この規定により、裁判所を含む国家機関が国際法規範の直接的効力を認めて、これを直接適用することが可能となった。それと同時に、自然人や法人も、みずからの紛争の解決にあたって国際法規範を直接援用することができるようになった。しかし、このことはあくまでも一般論であり、当然、当該国際法規範の種類や内容のいかんによってそれを具体化する国内法の制定が必要となる場合もある（例えば、非自動執行条約の場合）。今後、とくに裁判所による人権に関する国際条約等の国内での適

用の問題がロシア連邦の法律学の重要な理論的かつ実践的な課題の一つとなるであろう⁹⁹⁾。

次に、後者は、「すべての者は、人間の権利および自由の保障について、国内における法的保護のすべての手段を尽くしたときは、ロシア連邦の国際条約にしたがって国際機関に申立てを行うことができる」と定めており、これにより、すべての者に人権の国際的保護を受けることが憲法上の権利として認められることになった。いいかえれば、この規定により、人権の国際的保護のために国家主権を制限することが憲法上承認されたのである。だが、人権の国際的保護は、人権保障に関する措置のなかでは補完的な性格を有するものと解されており、とくに、この規定のなかの「国内における法的保護のすべての手段を尽くしたとき」の意義を明らかにすることも、ロシア連邦の法律学の今後の重要な課題の一つである¹⁰⁰⁾。

ロシア連邦は、このように人権の国際的保護のための国家主権制限論を93年憲法に反映させながら、ヨーロッパ会議への加盟手続とヨーロッパ人権条約への加入手続を進めていった。その結果、紆余曲折を経ながらも、1996年2月に、ロシア連邦のヨーロッパ会議への加盟が承認され、続いて、ロシア連邦によるヨーロッパ人権条約等への署名が行われたのである。その後、ロシア連邦には、すべての国内法を「ヨーロッパ会議の諸原則および標準」に適合させるために、法改革をいっそう進めること、そして、その「ヨーロッパ会議の諸原則および標準」のもっとも重要な構成要素であるヨーロッパ人権条約とその議定書を1年以内に批准することが求められた。この「義務」をロシア連邦が履行するのを援助するために、同年6月に、ヨーロッパ会議とヨーロッパ共同体委員会は、ロシア連邦と共同で、「連邦組織および人権保障のメカニズムの強化ならびにロシア連邦の法システムの改革の実施に関するヨーロッパ共同体委員会およびヨーロッパ会議の共同プログラム」を作成し、この共同プログラムにもとづいて当該援助（予定期間は1996年6月から翌1997年12月まで）を行っていった。どの程度その効果があったのかは明らかでないが、ロシア連邦は、1998年4月に、ヨーロッパ人権条約とその議定書を批准するにいたった。ヨーロッパ人権条約とその議定書は、「ロシア連邦の法体系の構成部分」となったのである。

むすびにかえて

最後に、人権の国際的保護の承認にかかわって、重要な課題として今後に残されていると思われる点をいくつか指摘して、本稿のむすびにかえることにしたい。

ロシア連邦は、ヨーロッパ人権条約とその議定書を批准した際に、人権条約の第5条第3項（被逮捕者・被抑留者の妥当な期間内に裁判を受ける権利または裁判までの間釈放される権利）および第4項（自由を奪われた者の裁判所による留置の適法性審査を求める権利）の規定について留保を付するとともに、平時における死刑の廃止を定める第6議定書についてはこれを批准しなかった。前者の留保期間は、いずれも所要の改正に要する期間に限定されているが、連邦議会における刑事訴訟法の全部改正の作業（または新法の制定作業）の進捗状況を見ると、まだかなりの時間がかかることが予想される。今後も、刑事訴訟法の改正作業（または新法の制定作業）を注意してみていくことにしたい。

後者の第6議定書の批准の問題については、ロシア連邦が第6議定書に署名した1997年4月16日から3年以内にこれを批准することが当のロシア連邦に義務づけられている。「刑罰の例外的措置

としての死刑」に代わりうる刑罰（例えば、終身刑）を最終的に決めて、死刑廃止を決断しなければならぬ時が確実にやってくるのである。この問題をめぐる今後の議論にも注目すべきであろう⁽¹¹⁾。

そのほか、今後、ヨーロッパ人権条約がロシア国内で実際に運用されていく⁽¹²⁾ 際に、解釈論上または立法論上解決を要するさまざまな問題が提起されてくると思われる。ここでは、次の問題だけを取り上げておきたい。それは、93年憲法の規定とヨーロッパ人権条約の規定の異同により生じる可能性のある問題、すなわちロシア連邦憲法裁判所の判決とヨーロッパ人権裁判所の判決との抵触の問題である。例えば、93年憲法の規定を判断基準にしながら、ロシア連邦憲法裁判所が人権に関する法令の憲法適合性審査を行い、その結果、合憲判決が言い渡されると、この憲法裁判で敗訴した申立人は、ヨーロッパ人権裁判所に申立てをすることができる。申立てがあったとき、ヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約を判断基準にしながら、この申立てを審理することになる。審理の結果、ヨーロッパ人権裁判所が当該法令（またはその規定）をヨーロッパ人権条約違反と認定すると、その判決にはしたがう義務が課せられているため、ヨーロッパ人権裁判所の判決によりロシア連邦憲法裁判所の合憲判決が否定されることになる。ここで、ロシア連邦の国内法体系における国際条約の位置があらためて問題となる。通説によれば、国際条約は、国内法体系のなかで93年憲法、憲法的法律につぐ地位をあたえられているが、上記のような場合には、93年憲法の地位と国際条約、すなわちヨーロッパ人権条約の地位が逆転し、ヨーロッパ人権条約は、事実上93年憲法よりも上位に置かれることになる。ロシア連邦は、人権の国際的保護のためには国家主権をさらに制限することが必要であると主張して、この問題を解決するのであろうか。今後、この問題をめぐる議論にも留意する必要がある。

注

- (1) 紙数の関係上、注は最小限にしたことを予めお断りしておきたい。ただし、総会当日の報告ではふれることができなかった点のいくつかについては、注で補充しておいた。
- (2) 戦後日本の主権論を総括した最近の業績として、以下のものを参照した。芦部信喜『憲法学Ⅰ 憲法総論』（有斐閣、1992年）の「第六章 国民主権」、小林直樹「戦後日本の主権論（上）（下）——一つの総合的検討の試み——」『国家学会雑誌』第104巻、第9・10号および第11・12号、辻村みよ子「主権論の今日的意義と課題」杉原泰雄教授退官記念論文集刊行会『主権と自由の現代的課題』（勁草書房、1994年）、岡田信弘「主権論の50年」『法律時報』第66巻、第12号等。
- (3) この点については、さしあたり、拙稿「ロシアにおける体制転換と憲法裁判所」『法律時報』（1997年）第69巻、第3号、14-15頁を参照。
- (4) ユ・ヴェ・クドゥリャーフツェフ監修『ロシア連邦憲法コンメンタール』（モスクワ）1996年、23頁。
- (5) 『ロシア連邦憲法裁判所通報』（モスクワ）1999年、第1号、48-67頁を参照。本件では、いわゆる阻止条項、すなわち全国比例代表選出の候補者名簿について投票者総数の5%未満の票数しか獲得できなかった選挙団体または選挙ブロックは全国比例代表選出の議席の配分を受けられないとする5%条項等も憲法適合性審査の対象となったが、ここでは、衆議院への民意の反映という問題に係る別の一争点だけをみておくことにしたい。

1995年6月の連邦議会衆議院議員選挙法第5条第1号によると、小選挙区は、議員選出統一基準にもとづいて設けられるが、その基準値よりも有権者の数が少ない連邦構成主体でも、その平等な代表選出を

保障するために、選挙区が一つ例外的に設けられることになっている（法第11条第2項）。申立人（サラトフ州議会）は、連邦構成主体の平等な代表選出は、上院である連邦院の憲法上の組織手続により保障されており（各連邦構成主体から2名の代表）、小選挙区の区割りの一般原則に対してこのような例外を設けることは、選挙権の平等の原則に違反し、したがって、93年憲法第19条および第32条に違反すると主張した。1995年12月に行われた衆議院議員選挙の場合、その議員選出統一基準は、有権者466,000名であったが、この基準値を大幅に超える選挙区が設けられた連邦構成主体として、例えば、選挙区が一つしかないトムスク州、クルガン州およびコミ共和国があった（順に有権者数709,944名、764,856名および768,404名）。反対に、この基準値を下回る連邦構成主体の数は24（全体の数89）であり、もっとも有権者の数の少ない選挙区は、エヴェンク自治管区の選挙区であった。その有権者数は12,364名であり、したがって、このエヴェンク自治管区の有権者の投票の価値は、トムスク州のその約57倍、クルガン州およびコミ共和国のその約62倍であった（以上、エヌ・テ・ヴィデールニコフ裁判官の少数意見より）。ロシア連邦憲法裁判所は、平等な選挙の民主主義的原則および国家による市民の選挙権の平等の保障義務と、連邦制および連邦構成主体の同権の諸原則とを比較考量しながら、「人間および市民の権利および自由」の実現を可能とする国家統一および憲法体制の安定を維持するためには、やむを得ない措置として議員選出統一基準からある程度逸脱することは許されるとし、結果的に、この点についても、上記のように投票の価値に「著しい」格差が生じているにもかかわらず、「連邦制の原則」のために、選挙権の平等を犠牲にして合憲判断を下したのである。多数意見は、「選挙制度におけるこの種の不均衡は、恣意や乱用の結果とみなすことはできない」とのべているが、投票の価値に約62倍という著しい格差があることをどのように考えているのであろうか。連邦構成主体の平等な代表選出が上院の憲法上の組織手続により保障されていること、またそのような選挙区での選挙の実態等を考えると、これは、筆者には理解しがたい判決である。なお、この判決については、その他の争点を含めて、小森田秋夫が紹介している（ユーラシア研究所『NEWS LETTER』第38-39号（1999年12月20日）15-18頁）。

- (6) 1995年から憲法裁判を再開したロシア連邦憲法裁判所の組織および権限ならびにその若干の憲法裁判例については、さしあたり、『ロシア連邦の立法動向—新憲法体制下の内政状況と立法動向—』（外務省欧亚局ロシア課、1995年）の「第二章 新ロシア連邦憲法と司法改革」24-33頁、『ロシア連邦の立法動向と内政』（外務省欧亚局ロシア課、1996年）の「第三章 ロシア連邦における市民の権利とその救済制度」48-62頁および『第2期エリツィン政権下のロシアの立法動向』（外務省欧亚局ロシア課、1998年）の「第二章 ロシア刑事訴訟法典の改正と憲法裁判所」（いずれも筆者執筆担当部分）を参照。
- (7) この点については、さしあたり、前掲注(6)の『ロシア連邦の立法動向と内政』（外務省欧亚局ロシア課、1996年）の「第三章 ロシア連邦における市民の権利とその救済制度」41-48頁を参照。
- (8) 以下の本文でのべる内容の詳細については、『民主化と市場経済化の状況下におけるロシアの立法動向』（日本国際問題研究所、1999年）の「第五章 ロシアのヨーロッパ審議会への加盟と人権問題」（筆者執筆担当部分）を参照。旧稿では、Council of Europe にヨーロッパ審議会という訳語をあてていたが、本稿では、ヨーロッパ会議という訳語に改めた。なお、本稿との関連で、フランスを素材としながら、「国の主権」と人権の国際的保護の関係の問題を研究している建石真公子の最近の論文「ヨーロッパ人権裁判所の条約の解釈と国内裁判所—フランス行政裁判所における外国人の追放とヨーロッパ人権条約第3条・第8条について—」（『コミュニティ政策学部紀要』（愛知学泉大学コミュニティ政策学部、1999年3月）第1号）も参照。
- (9) 例えば、1996年に、エリ・ベ・アレクセーエフ、ヴェ・エム・ジュイコーフおよびイ・イ・ルカシュエク編『人権に関する国際規範とロシア連邦の裁判所によるその適用』（モスクワ）が出版されるなどして、その課題への取組みはすでにはじまっている。
- (10) ロシア連邦の審級制度は、原則として、第一審＝事実審と第二審＝破棄審からなる二審制であり、し

たがって、一般には、破棄審の裁判をもって「国内における法的保障のすべての手段を尽くしたとき」と解されているが、さらに、あらたに判明した事実にもとづいて事件の再審を申し立てた場合は、再審の申立人がみずからの意思にもとづいて自分の手で（民事事件）、または検察庁をとおして（刑事事件）その再審制度を利用することができるため、別の考え方もありうるとされている。次に、具体的な事件で適用された法律または適用されるべき法律により憲法上の権利および自由が侵害された場合は、基本的には、ロシア連邦憲法裁判所の裁判をもって「国内における法的保障のすべての手段を尽くしたとき」と解されている（前掲注(4)216-217頁）。だが、1997年2月に制定された「ロシア連邦における人間の権利に関する全権代表について」の憲法的法律（通称「人権オンブズマン法」）が問題を投げかけることになった。すなわち、その人権オンブズマン法は、第16条第1項で、「申立人が、かつて国家機関、地方自治機関、役職者または国家職員の決定または行為（不作為）について裁判手続または行政手続により不服の申立てを行った場合において、その不服の申立てについての結論に同意していないときは、全権代表は、これらの決定または行為（不作為）について不服申立てを審査する」と定めて、人権オンブズマンに不服申立てをし、その申立てが人権オンブズマンにより棄却された後でなければ、国際機関に申立てを行うことができないかのような権利救済の奇妙な仕組みをつくりあげたのである。人権オンブズマンは、「国内における法的保障の手段」に含まれるのかどうか。この問題に答えることがいま求められているのである。

- (11) 最近（1999年2月2日）、ロシア連邦憲法裁判所は、死刑廃止問題そのものではないが、これと密接にかかわる死刑適用の問題について注目すべき判決を言い渡している。93年憲法は、第20条第2項で、「死刑は、これが廃止されるまでの間、陪審裁判を受ける権利が被疑者および被告人にあたえられているときに、連邦の法律により、生命に対する特別に重大な犯罪に科せられる刑罰の例外的措置としてこれを定めることができる」として、死刑を刑罰の例外的措置として暫定的に認めながらも、その適用にあたっては、陪審裁判を受ける権利があたえられていることを要件としている。ロシア連邦では、1993年7月に、裁判所構成法等の一部改正法（通称「陪審裁判所法」）が制定され、法定刑として死刑が定められている犯罪に関する事件については、被疑者の請求にもとづいて、辺区裁判所、州裁判所、モスクワ市裁判所またはサント・ペテルブルグ市裁判所における陪審裁判所がこれを審理することになった。しかし、陪審裁判所法の施行手続に関する当時の最高ソビエトの決定により、陪審裁判所は、段階的に設置されることになり、まず1993年11月1日に、スタヴロポリ辺区、イワノヴォ、モスクワ、リャザンおよびサラトフの各州で、翌1994年1月1日には、アルタイおよびクラスノダールの両辺区とウリヤノフおよびロストフの両州で陪審裁判所が設置された。現在は、上記の九つの連邦構成主体だけで陪審裁判が行われており（ただし、リャザン州では、財政問題等を理由に中断されている）、その他の連邦構成主体で同じような犯罪容疑で訴追された被疑者および被告人は、陪審裁判を受けられないことになる。そのため、実際に陪審裁判を受けられない被疑者らが、上記の陪審裁判所法の施行手続に関する決定の当該規定は93年憲法第6条、第19条および第20条第2項の規定に違反すると主張して、ロシア連邦憲法裁判所に憲法不服申立てを行ったのである。ロシア連邦憲法裁判所は、審理対象が同一であったため、この不服申立てとモスクワ市裁判所からの申立てを一個の手続に併合して審理することになった。本件には、複数の争点があったが、ここでは、次の点だけを取り上げておきたい。

ロシア連邦憲法裁判所は、93年憲法第20条第2項に定める「陪審裁判を受ける権利」は、平等原則を定める93年憲法第19条により、犯罪現場、連邦の法律に定める土地管轄その他の管轄等のいかにかわりなく、すべての被疑者および被告人に同じ事由で同じように保障されなければならないとする。そして、当時の最高ソビエトが、「組織的、物質的および技術的な事情」を考慮しつつ、陪審裁判所を段階的に設置することを決定したことそれ自体には問題はないとしながらも、93年憲法の制定後に、連邦議会が、93年憲法の「第二編 雑則および経過規定」の第6項第1号の規定にもとづいて、その93年憲法

に「具体的な期限は記されていない一定の移行期間」に、法定刑として死刑が定められている犯罪のすべての被疑者および被告人にロシア連邦の全領域で陪審裁判を受ける権利を保障するために「現行の法令を改正しなければならなかった」にもかかわらず、その措置を講じなかったことを問題とするのである。ロシア連邦憲法裁判所によると、93年憲法が制定されてからすでに5年が経過し、これは、そのすべての被疑者および被告人に陪審裁判を受ける権利を保障するために「現行の法令」を改正し、または「連邦の法律」を制定するのに十分な期間であった。連邦議会は、今日まで、93年憲法第20条第2項に定める「陪審裁判を受ける権利」が従来どおり一部の地域（九つの連邦構成主体）だけで実現されるにすぎない状況を許してきている。その結果、93年憲法の「第二編 雑則および経過規定」の第6項第1号の規定および上記の陪審裁判所法の施行手続に関する決定の第1項の規定の暫定的性格が失われ、それ自体として、93年憲法第19条、第20条第2項および第46条第1項に違反するのである。このように違憲判断を下した後、ロシア連邦憲法裁判所は、連邦議会に対して、法定刑として死刑が定められている犯罪のすべての被疑者および被告人にロシア連邦の全領域で陪審裁判を受ける権利を保障するために「ただちに」関係法令を改正することを要求する一方、今後、本判決が効力を発した時から、その陪審裁判を受ける権利を実際に保障する「連邦の法律」が施行されるまでの間、死刑は、「事件を審理する裁判所の構成のいかんにかかわらず、すなわち、陪審裁判所であれ、3名の職業裁判官からなる合議体または1名の裁判官と2名の人民参審員からなる裁判所であれ、これを科することはできない」とのべたのである（『ロシア連邦法令集』（モスクワ）1999年、第6号、掲載番号867、1318-1328頁）。ロシア連邦が第6議定書に署名した以上、将来、連邦議会が上記のような「連邦の法律」を制定するということはあるまいと思われるが、本判決は、死刑判決の執行が事実上中断されているにすぎない今日の状態に対して、あり得ないことを条件にしながら、死刑判決の言渡しそのものを法的に禁止し、それによって事実上死刑廃止の状態をつくりだし、第6議定書の批准にむけて一定の環境づくりをしたという点にその意義が認められるであろう。

- (12) 『独立新聞—地域』第9号（1999年5月）によると、1999年4月23日にロシア連邦最高裁判所が破棄審としてヤロスラーヴリ州の売上税に関する法律（日本の条例にあたる）の無効確認を求める訴訟で請求の一部を認容した原判決を破棄して訴訟手続を打ち切ったことに対して、本件の第一審の原告である同州の住民が裁判を受ける権利の回復を求めてヨーロッパ人権裁判所に申立てを行う予定であるという。事実関係について不明な部分が多々あるが、その原告であるヤロスラーヴリ州の住民は、はたして「国内における法的保護のすべての手段を尽くした」のであろうか。筆者には、まだロシア連邦憲法裁判所による手続が残っているように思われる。